

# 令和6年度 高所作業車運転技能講習【3日間コース】申込書兼受講票

受講日 希望する受講日欄には必ず○を付けてください。

月	日(曜日)		受講日
	学科	実技	
5	30(木)・31(金)	6/1(土)	
	30(木)・31(金)	6/2(日)	

※科目の一部免除がある方は、5月30日(木)の受講はありませんので、ご注意ください。

## 【受付開始日】令和6年4月1日(月)

※受付開始日前の申し込みは、受け付けられません。申込書を送付いただいても仮受付等はありませんので、ご注意ください。

### 特記事項

- 振込の場合は、振り込む前に申込書をFAXかメールで送付してください。入金確認後に本受付となります。
- 本受付後、講習実施日の1か月前からはキャンセルできません。また、次回への変更も出来ません。受講者の変更はできますので、受講票の受講者を見え消しし、代りに受講される方の氏名、生年月日、電話番号、現住所を余白に記入したものを受講日3日前までに、FAX等により送付して下さい。

一般社団法人佐賀県労働基準協会 宛

申込日 令和 年 月 日

【  会員  一般 】 ←当協会会員の方は会員に✓、非会員の方は一般に✓を必ず付けて下さい。

受講料 円	振込 予定日	令和 年 月 日	受講番号 (協会記入欄)
	※振込予定日は、申込日から1か月以内、かつ、受講日の1週間前までとしてください。		
振込人名 該当に☑	<input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 担当者 <input type="checkbox"/> 受講者 <input type="checkbox"/> その他 振込人名 【 】	※『その他』にチェックの場合は、下に振込人名を記入してください。	
修了証の 郵送先に☑	<input type="checkbox"/> 下記事業場 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 受講者住居 (その他は右に記入)	(〒 - )	
事業場 所在地	(〒 - )	免除の有無 該当の番号に○ 3の①②③④ 4の⑤ (要資格証の写) 免除無	
事業場名称	電話 - - fax	1 2 3 4 5 労働基準協会使用欄	
連絡担当者氏名	職名	氏名	<input type="checkbox"/> 会員・一般 <input type="checkbox"/> 振込予定日・振込人 <input type="checkbox"/> 修了証郵送先 <input type="checkbox"/> 受講者氏名 <input type="checkbox"/> 生年月日・現住所 <input type="checkbox"/> 免許証等・資格証写し <input type="checkbox"/> 受講料入金
受 講 者	氏名 (姓と名に スペース)	ふりがな	旧姓・通称
	生年月日 (元号に✓)	<input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日	現住所 (〒 - )
	電話番号	- -	

「旧姓・通称」欄には、修了証に旧姓又は通称の併記をご希望の場合に記入いただき、表記のわかる書類(戸籍謄本又は住民票等)の写しを添付してください。

本人確認書類(写) のり付け (おもて面)
次のいずれか一つを貼り付けてください
① 原則として顔写真がある公的証明書
<input type="checkbox"/> 自動車運転免許証(科目免除の資格を兼ねる)
<input type="checkbox"/> 個人番号カード(表面のみ)
<input type="checkbox"/> 在留カード
<input type="checkbox"/> パスポート
② 前記①の添付が困難な方
<input type="checkbox"/> 健康保険証(表裏)
<input type="checkbox"/> 住民票(6か月以内に発行されたもの)
※ パスポート(写)、住民票(写)は、申請書裏面に貼付か別途送付してください。

本人確認書類(写) のり付け (うら面)
裏面に記載がない場合も、確認のため貼ってください。
(「個人番号カード」の裏面は不要です。)

外国人の方は、「修了証」に正しく記載するため、在留カードの写しを添付してください。

講習科目免除の方は、「資格証(下記)」(写し)を、別紙などに添付してください。

○移動式クレーン運転士免許所持者又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者、○建設業法施行令(昭和31年政令第273号第27条の3)に規定する建設機械施工技術検定に合格した者、○自動車運転免許(道路交通法「昭和35年法律第105号第84条第3項」の大型特殊・普通・準中型・中型・大型)の何れかの所持者、○フォークリフト・ショベルローダー等・車両系建設機械《整地・運搬・積み込み用及び掘削用・基礎工事用・解体用》・不整地運搬車のいずれかの運転技能講習修了者

《個人情報取扱について》ご提供いただきました個人情報は、厳重な管理に努めており、目的以外に使用することはありません。